A-④工業地景観（建築物・工作物）

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 位置配置 | ①周辺の景観と調和した配置に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ②建築物は道路などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ③樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 高さ規模 | ④周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 形態意匠 | ⑤建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑥周囲の建築物、背景の山並みなどの周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑦外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑧屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑨長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑩光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑪住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑫田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑬閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |

注※欄は、記入しないこと。

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 色彩 | ⑭壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）をそろえた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の５分の１未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 壁面及び屋根 | 赤（R）、黄赤（YR） | － | ６以下 |
| 黄（Y） | － | ４以下 |
| 黄緑（GY）～赤紫（RP） | － | ２以下 |
| 無彩色（N） | － | － |

（日本工業規格Z８７２１に定めるマンセル表色系による） | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑮壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑯屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 外構緑化等 | ⑰道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑱垣や柵を設置する場合は、道路などに接する敷地境界線からできる限り後退した配置とし、圧迫感の軽減に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑲駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |

注※欄は、記入しないこと。